

Title	60周年に寄せて : 生命保険と癌
Author(s)	千代, 賢治
Citation	癌と人. 23 P.1-P.2
Issue Date	1996-03-31
Text Version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/11094/23896
DOI	
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

60周年に寄せて

—— 生命保険と癌 ——

財団法人 大阪癌研究会

理事長 千代賢治*

当財団の前身である財団法人大阪癌治療研究会が昭和10年9月に設立されて以来、60年が過ぎました。この間、癌の制圧という崇高な使命に燃え、研究を続けてこられた関係各位のご努力と、当財団に深いご理解とご支援を賜りました会員の皆様に改めて心から敬意を表します。

さて私は、長い間生命保険業界に身を置いておりましたので、ここで最近の生命保険と癌との関わりについてご紹介したいと思います。

まず、生命保険業界全体で支払われた死亡保険金の件数のうち、癌によるものの占率はS60年度に36.3%だったものが、年々増加しH6年度には43.1%になっております。厚生省の人口動態統計（H4年度）によると、国民全体の死因のトップが癌であることを考えれば当然かもしれませんが、その占率の高さには驚かされます。

最近のトピックスとしては、リビングニーズと特定疾病保障保険があります。ともに1992年に日本で販売され、今や主力商品となっております。リビングニーズは余命6ヶ月と診断されたときに、又、特定疾病保障保険は心筋こうそく・脳卒中・癌に罹患した時に支払われます。共に患者が生存しているうちに支払われることから生前給付型保険として関心を呼んでいます。

2つの保険の支払対象となる原因疾患では、癌が最も多くなっています。従来は癌にかかっても、入院特約を付けている場合に入院1日毎に一定額が支払われるだけでしたが、これらは入院による一定額に加えて数百万円から数千万円が一時金として支払われることから、ターミナル・ケアの支援、重症疾患に罹患した時の経済的支えとしての役割を果たしています。

リビングニーズは、1989年プルデンシャル・カナダ社が高額医療費に悩むエイズ患者に保険金を前倒しで出したのをきっかけに、「尊厳ある死」を求める消費者の希望に応え開発されたもので、1990年にはプルデンシャル・米国社でも積極的にリビングニーズを販売するようになっております。アメリカ市場では、支払われたケースの約半分が癌、25%がエイズですが、日本では8割以上が癌に対するものです。特定疾病保障保険も支払事由の8割以上が癌です。

癌告知は、アメリカではほぼ100%行われているようですが、日本では比較的大きな病院

* 住友生命保険(相)相談役

でも20%を越えていないと言われていました。保険金を請求できる人は原則として癌にかかっている人本人ですが、日本においては癌告知の現状に配慮し、契約時に指定された指定代理請求人が代理請求できる制度が設けられています。日本人の死生観を配慮した形での導入ではありましたが、保険商品の定着ぶりをみると家族形態の変化、価値観・社会諸制度の欧米化の影響等が感じられます。

生命保険は今、死亡保障を中心とした遺族保障から生前給付型の生活保障へとその機能を拡大しつつあると言えるでしょう。

最後に、当財団が癌の撲滅、更には人類全体の福祉の増進に益々貢献することを祈念致しまして挨拶とさせていただきます。